

議案第26号

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

三田市学校給食費徴収条例（平成23年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「3,900円」を「4,570円」に、「4,500円」を「5,290円」に、「2,940円」を「3,450円」に改める。

第4条を次のように改める。

（学校給食費の徴収対象者）

第4条 学校給食費は、学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者（成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者を含む。）並びにこれに準ずる者から徴収する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市学校給食費徴収条例の規定は、施行日以後の喫食に係る学校給食費について適用し、同日前の喫食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

（三田市立認定こども園条例の一部改正）

3 三田市立認定こども園条例（令和5年三田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「2,940円」を「3,450円」に改め、同項第2号中「及びこども園に勤務する職員」を削り、同項第3号を削り、同条第2項中「210円」を「246円」に改める。